

江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場他運転管理業務委託の一般競争入札の実施について

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年 1月18日

財団法人 千葉県下水道公社
理事長 宍倉 健二

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 物品・委託等件名 江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場他運転管理業務委託
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書等による。
- (3) 履行期限 平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日
- (4) 履行場所 市川市福栄4-32-2他
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 特定委託業務共同企業体の結成に必要な資格に関する事項
 - ア 本業務は、特定委託業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）の各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式によるものとする。
 - イ 共同企業体の構成員は、2者ないし3者とする。
 - ウ 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。
 - エ 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2者で構成する共同企業体のときは、30パーセント以上、3者で構成する共同企業体のときは、20パーセント以上でなければならない。
 - オ 各構成員は、別に配付する様式による共同企業体協定書を締結しなければならない。
 - カ 本業務の共同企業体の構成員は、本業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。
- (2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項
 - ア 財団法人千葉県下水道公社財務規程第67条の規定に該当しない者であること。
 - イ 千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、物品等入札参加業者適格者名簿に登載され、委託においてA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
 - ウ この公告の日から開札の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - エ この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に

基づく指名停止を受けている日が含まれないこと。

オ 関東地区（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）内で、施設処理能力が30,000 m³/日以上を終末処理場において、平成13年度以降に3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐をしている団体から元請けとして（単独又は共同企業体の構成員として。）終末処理場の以下のいずれかの運転管理業務の受注実績を有すること。

（ア）活性汚泥法による水処理施設

（イ）汚泥脱水処理施設

ただし、県内に本店がある者については、以下のいずれかの下水道施設等において、1年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐をしている団体からの運転管理業務の受注実績（下請けを含む）を有すること。

（ア）活性汚泥法による水処理施設

（イ）汚泥脱水処理施設

（ウ）中継ポンプ場

（エ）下水道類似施設（農業集落排水施設、し尿処理施設、コミュニティプラント）

(3) 共同企業体に必要な資格に関する事項

ア 構成員のうち1社は、県内に本店がある者。

イ 次に掲げる資格を有する者を1名以上配置することができること。

（ア）エネルギー管理員

（イ）第三種電気主任技術者

（ウ）酸素欠乏硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

（エ）第一種電気工事士

（オ）乙種第四類危険物取扱者

ウ 構成員全体で、関東地区（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）内で施設処理能力が30,000 m³/日以上を終末処理場において、平成13年度以降に3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐をしている団体から終末処理場の以下の運転管理業務の受注実績を有すること。

（ア）活性汚泥法による水処理施設

（イ）汚泥脱水処理施設

エ 代表者は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。

オ 代表者は、関東地区（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）内で、施設処理能力が100,000 m³/日以上を終末処理場において、平成13年度以降に3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐をしている団体から元請けとして（単独又は共同企業体の代表者として。）終末処理場の以下のいずれかの運転管理業務の受注実績を有すること。

（ア）活性汚泥法による水処理施設

（イ）汚泥脱水処理施設

カ 代表者は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者を専任で総括責任者として配置することができること。

3 入札の場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺 8-24-1

電話 043(278)1631 FAX番号 043(277)9657

(2) 入札説明書等の配付

希望者に、次により入札説明書等を無償で配付する。

ただし、希望者は未記入のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。

ア 配付場所

財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺 8-24-1

電話 043(278)1631 FAX番号 043(277)9657

イ 配付期間 平成24年1月18日(水)から平成24年1月31日(火)まで

ウ 配付時間 午前9時00分から午前12時00分まで及び午後1時00分から
午後5時00分まで

(3) 入札説明書等の構成

入札説明書、仕様書、契約書(案)、設計書及び図面、様式集

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年2月22日(水) 午前9時30分

イ 場所 千葉市美浜区磯辺 8-24-1

財団法人千葉県下水道公社 2階第一会議室(花見川終末処理場 管理棟2階)

郵便及び電報による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

4 共同企業体入札参加資格審査申請に関する事項

本業務の入札参加を希望する者は、別に配付する(上記3(2)と併せて配付する。)共同企業体入札参加資格審査申請書及び共同企業体協定書を持参により提出し、資格者名簿に登載されなければならない。

(1) 提出期間等

ア 期間 平成24年1月27日(金)から平成24年1月31日(火)まで
(土曜日、日曜日等の休日を除く。)

イ 時間 午前9時00分から午前12時00分まで及び午後1時00分から
午後5時00分まで

ウ 場所 財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺 8-24-1 電話 043(278)1631

エ 提出部数 2部(1部は確認後に返却する。)

支店長名等で申請する場合には、年間委任状の写しを添付すること。

オ 協定書の編冊は袋綴じとし、構成員の印鑑をもって、割印すること。

(2) 資格者名簿への登載通知

平成24年2月8日(水)に、郵便をもって通知する。

5 入札参加資格の確認等

この一般競争入札に参加を希望する者は、別に配布する(上記3(2)と併せて配付する。)一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を提出し、入札に参加する

者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 期 間 平成24年1月27日（金）から平成24年1月31日（火）まで
イ 時 間 午前9時00分から午前12時00分まで及び午後1時00分から
午後5時00分まで

ウ 場 所 財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住 所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631

エ 提出方法 上記ウの場所へ持参により提出すること。

オ 提出部数 2部（1部は確認後に返却する。）

(2) 入札参加資格の確認結果通知

平成24年2月8日（水）に、郵便をもって通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、資格がないと通知された日から起算して7日以内に、総務部長に書面を持参して行わなければならない。

(4) 理由は、説明を求められた日から3日以内に書面で回答する。

6 低価格調査対象案件

(1) 本委託は低入札価格調査制度が適用される委託である。よって、調査基準価格を設定する。

(2) 第1順位者（※）の入札格が調査基準価格を下回る場合、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ、後日決定する。入札者にはその決定の通知をする。

(3) 第1順位者であっても、入札格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

(4) 低価格入札者は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。

(5) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して6日目の日（その日が土曜日、日曜日及び祝日の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の休日でない日）までに、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。規定の期日までに提出しない者のした入札は無効とする。

(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。

※ 最低価格入札者

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、財団法人千葉県下水道公社理事長から上記4及び5により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(5) 契約書の作成要否 要

- (6) 落札者の決定方法　この公告に示した委託契約を履行できると財団法人千葉県下水道公社理事長が判断した入札者であって、財団法人千葉県下水道公社財務規程第 74 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の確定　この公告に係る契約は、平成 24 年度収支予算が平成 24 年 3 月 31 日までに財団法人千葉県下水道公社理事会で可決された場合において、平成 24 年 4 月 1 日に確定させる。
- (8) その他　詳細は、入札説明書による。